

生産物賠償責任保険 (P L 保険)のご案内

令和元年



United Insurance Company of Vietnam
(Sompo Japan Nipponkoa Group)

貴社におかれましては、設計、製造工程の品質管理に十分な対策を講じておられることと拝察いたしますが、「万が一」PL事故が発生した場合、損害賠償金の支払、損害賠償請求への対応やそれに係る訴訟費用等が発生します。

以下にPL保険の概要をご案内申し上げますので、何とぞ、ご高覧のうえ、ご採用賜りますようお願い申し上げます。

Product Liability (PL : 生産物賠償責任) とは、一般に、生産物の欠陥により人の生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における生産業者等の損害賠償に対する責任のことをいいます。

＜例＞異物や汚染物の食品への混入による食中毒の発生、欠陥部品に起因したテレビ火災による家屋の焼失等は、典型的なPL事故です。

PLは、科学技術の発達による大量生産・大量消費に伴い、顕在化してきた問題です。その国の経済が発展し、消費の拡大とともに消費者の権利意識が高まると、欠陥製品に対するPL追及が始まります。国によっては、新たにPL法を制定したり、従来から存在している民法の一部や、消費者保護法の一部を改正して対応しています。

【ご参考】 日本におけるPL

日本では、1995年7月1日に「製造物責任法」が施行されました。民法に基づく損害賠償請求では、被害者がメーカー等の企業の過失を立証しなければならず、被害者救済が十分に図られていないとの指摘がありました。

そこで、同法では、過失責任主義（注1）から欠陥責任主義（注2）へ移行することで、被害者の証明責任を緩和し、消費者の保護を図りました。

※日本国内におけるPLリスク対応する保険として、「国内PL保険」をご用意しております。

（注1）「損害の発生につき、故意・過失がある場合にかぎり加害者が賠償責任を負い、加害者の故意・過失は被害者が立証しなければならない。」という考え方です。

（注2）「被害者である消費者は欠陥の存在と損害の発生・欠陥と損害の因果関係の存在を立証すればよい」という考え方です。

アジアにおけるPL訴訟をめぐる環境

1. 地域情報

- ・アジア諸国においては、既に中国、台湾、韓国、ベトナム、フィリピン、マレーシア、タイ等で、PLに関する法律が立法化されています。
- ・近年の経済発展とともに、消費者保護の考え方が浸透しつつあります。



PL法理の導入により、消費者のPLに対する意識が高まっています。

※国により、PLの法理、訴訟手続は異なります。

万が一、貴社が訴訟に巻き込まれた場合、迅速な対応ができないことで、貴社に不利な判決になることがあります。

ベトナムでは・・・

ベトナムでは、2011年7月1日より実質的に「ベトナムPL法」とも言える「ベトナム消費者保護法」が施行されました。消費者用製品(大量生産品および個別製品)が対象となっています。

欠陥商品とは

「消費者の安全を確保できない商品であり、消費者の生命、健康や財物への被害をもたらす可能性がある商品」と規定しています。

欠陥とは以下の3つが対象:

設計上の欠陥

製造上の欠陥(輸送・保管を含む)

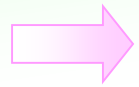
表示上の欠陥(指示警告不備)

アジアにおけるPL訴訟をめぐる環境

2. 訴訟事例

【 中国 】

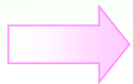
自動車のフロントガラスが突然破裂し、運転者が死亡した。ガラスメーカーが訴えられた。



裁判所は、「ガラスは検査不可能なほど粉々に砕けており、ガラスメーカーは当然に責任を負うべき」として、ガラスメーカーに50万元（約750万円）の支払を命じた。

【 シンガポール 】

エレベーター事故で、女性が重傷を負った。



メーカーを相手に訴訟が提起され、控訴審まで争われたが、メーカーに約31万シンガポールドル（約2,000万円）の支払が命じられた。

PL 保険の補償内容

1. 補償内容の概要

被保険者（補償の対象となる企業）の製品に起因して、保険契約書に記載された地域で第三者の身体障害または物的損害が発生した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

2. お支払いする主な保険金

（1）損害賠償金

被保険者の負担する損害賠償金を被保険者に代わって被害者にお支払いします。

＜身体障害事故の場合＞：治療費、休業損失、慰謝料等

＜物的損害事故の場合＞：修理費、再調達費等

（2）争訟費用・弁護士費用等

被保険者に対し提起された訴訟の防御を当社と被保険者が共同で行い、損害賠償請求の解決に要した訴訟費用や弁護士費用等をお支払いします。

※弊社では、事故の形態等により適切な弁護士を選任し、損害賠償請求への対応をいたします。

ただし、損害賠償金に対する保険金支払額が保険期間中の限度額まで達した場合には、それ以降の損害賠償請求に対する対応はできません。

（3）その他の費用

事故時の応急手当費用、判決に不服で上訴する場合に提出する上訴ボンドの保険料、敗訴した場合に差押え解除を目的に提出する差押ボンドの保険料、訴訟の防御のため弊社に協力するため負担された費用等についてお支払いします。

3. 被保険者（補償の対象となる企業）の範囲

被保険者は、以下の記名被保険者および追加被保険者となります。

（１）記名被保険者

記名被保険者＝貴社 となります。

（２）追加被保険者

記名被保険者＝貴社の製品を販売する場合で、かつ、記名被保険者＝貴社が書面で認めている場合にかぎり、その販売業者様は、包括・無記名で被保険者として追加されます。

※販売業者様が、貴社が認めた以外の用途で販売する場合、製品の状態を変えて販売する場合、製品にラベルを添付する場合等、販売業者様が追加被保険者とならない場合もございますので、ご注意ください。

4. 保険金額（お支払限度額）・自己負担額

（１）保険金額（お支払限度額）

保険証券に記載された支払い限度額となります。（身体障害事故・物的損害事故それぞれ）

（２）自己負担額

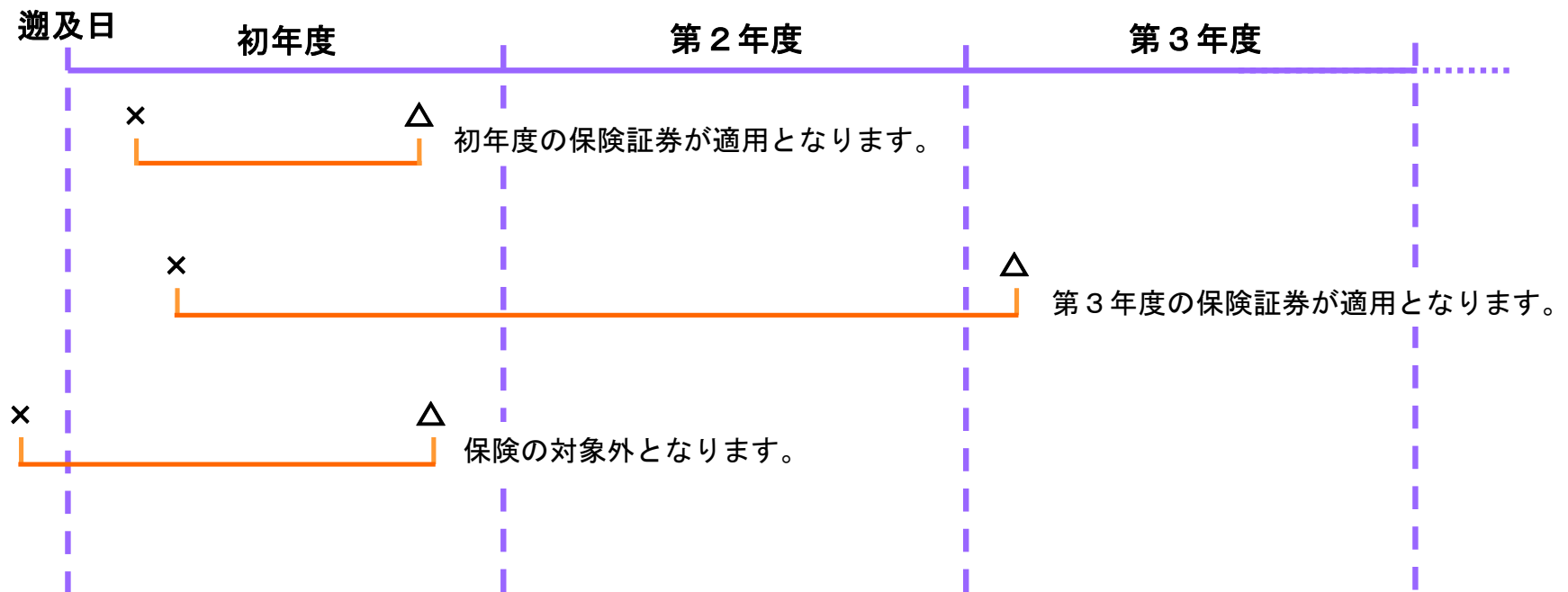
保険証券に記載された免責金額となります。

5. 保険期間・保険期間と事故の関係

保険期間は 1年間 となります。

身体障害・物的損害が初年度契約の保険期間開始日（＝遡及日）以降に発生し、かつ、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を受けた場合にかぎり、PL保険の対象となります。

(Claims Made Basis Policy : 損害賠償請求ベース)



× : 事故発生日

△ : 賠償請求日

6. 保険適用地域

保険証券に記載された国で発生した身体障害・物的損害が対象となります。

7. 保険料イメージ

保険証券に記載された保険料率を対象となる商品の売上高に乗じて計算されます。

8. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、以下のとおりです。

- ・ 被保険者が契約または合意により負担することになった契約上の賠償責任
- ・ 被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に対する賠償責任
- ・ 製品の故障、不調、不具合等により、損壊は生じていないにもかかわらず財物が使用不能になった場合の賠償責任
- ・ 製品またはその一部から生じたその製品それ自体の損壊に対する賠償責任
- ・ 土地、大気、公共水域への液体、気体の流出に起因する賠償責任
- ・ 罰金、違約金または懲罰的賠償金
- ・ 原子力事故に起因する賠償責任
- ・ 地震に起因する賠償責任
- ・ アスベスト（石綿）に起因する賠償責任
- ・ コンピュータ、集積回路およびそれらを内蔵する機器等が日付データを認識できないこと等を原因とする賠償責任
- ・ 法律、会計、広告、医療等の専門職業的行為に起因する賠償責任
- ・ 製品が被保険者によって準備された計画、製造方式、設計書、仕様書の瑕疵または欠陥により、その意図されたとおりの機能を発揮しない、もしくは効果をあげることができないことに起因する賠償責任。
- ・ 国際連合、アメリカ合衆国、EU、日本等の定めた制裁措置により保険金の支払が禁止されている国、人物に対する賠償責任

…等

事故が発生した場合には

事故が発生した場合には、スピーディーかつ適切な対応が必要となります。できるだけすみやかに弊社または弊社クレームエージェントにご連絡ください。とり急ぎ、ご連絡いただく事項は以下のとおりです。

- ①保険証券番号
- ②事故発生日/事故発生場所
- ③損害賠償請求を受けた日（クレーム/訴状の受領日）
- ④事故状況
- ⑤事故原因
- ⑥被害者情報（氏名、住所、連絡先）
- ⑦被害状況、傷病名等
- ⑧被害者の具体的な請求内容
- ⑨被害者の具体的な欠陥主張内容
- ⑩貴社製品の概要（型式、製造年月日、製造番号、製造工場等）
- ⑪貴社製品の流通経路、販売日、サービス・メンテナンス記録
- ⑫本部ご担当者名・連絡先
- ⑬現地ご担当者名・連絡先

※以上のような基礎的な情報をいただいたうえで、貴社本部部署および現地ご担当者にご協力をいただきながら、損害賠償請求への対応に関する方針を検討していきます。
なお、上記情報のすべてが整わない場合でも、何よりも早急なご連絡が不可欠ですので、まずは取扱代理店、弊社または弊社クレームエージェント宛てにご連絡ください。